

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（概要）

背景

元総理銃撃事件

自作された銃砲が犯罪に悪用。銃砲の形状等によらない対策が急務

長野における猟銃使用殺人事件

長期間使用されていなかった長射程のハーフライフル銃が犯罪に悪用

概要

自作銃砲も含む、銃砲の悪用防止対策

【銃砲の悪用に関する罰則強化】

- ▶ 発射罪の対象拡大
- ▶ 拳銃等以外の所持罪の罰則強化

	拳銃等	猟銃	その他装薬銃砲 空気銃 クロスボウ 電磁石銃
発射罪	無期又は 3年以上の懲役	—	—
所持罪	1年以上 10年以下の懲役	5年以下の懲役	3年以下の懲役

対象拡大

人の殺傷等の目的の場合
を加重

【インターネット等での悪質情報の対策】

- ▶ 拳銃等の所持罪に当たる行為等を、公然、あおり・唆したことに対する罰則を整備

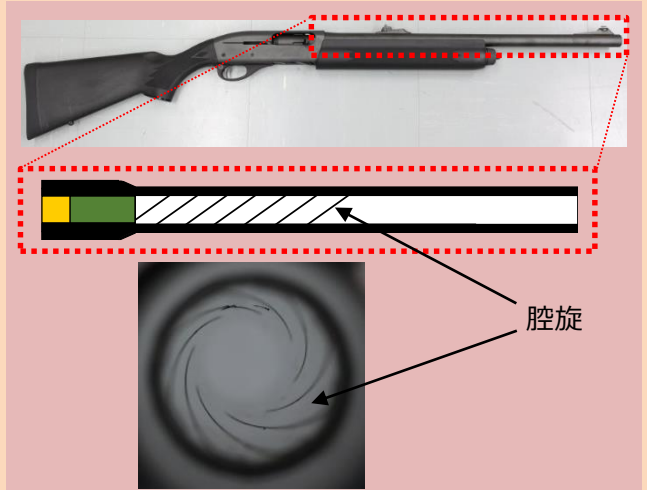
【電磁石銃の「銃砲」への追加】

- ▶ 電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃で、一定以上の威力を有するものを、原則所持禁止

許可猟銃の対策

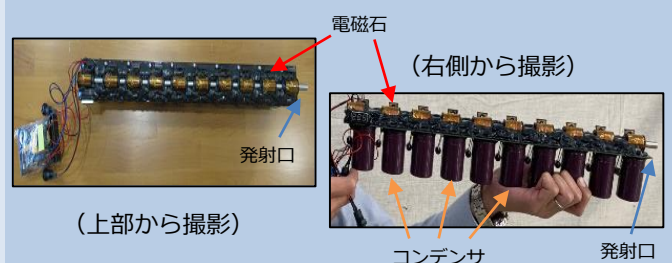
【ハーフライフル銃の規制強化】

- ▶ ライフル銃の定義（腔旋が半分超）を変更し、ハーフライフル銃についても、厳格なライフル銃の許可の基準を適用



【眠り銃の許可取消要件の厳格化】

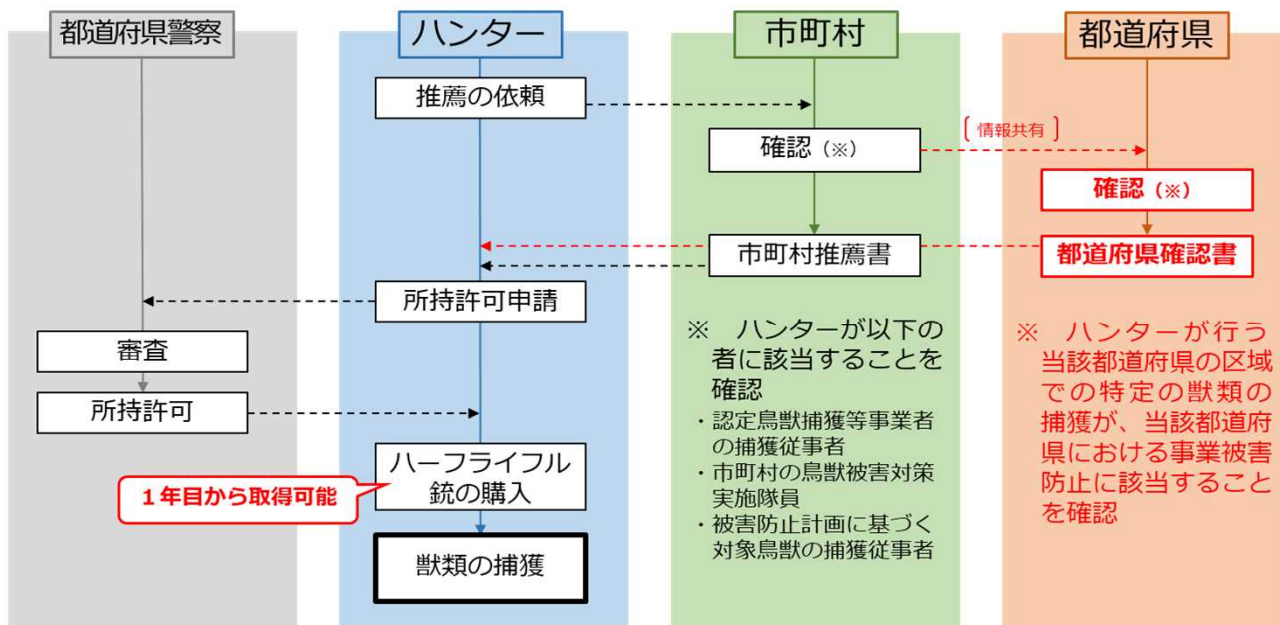
- ▶ 猟銃を長期間用途に供していないとして、所持許可を取り消すことができる期間を3年から2年に短縮



ハーフライフル銃の所持許可の流れ①

警察庁

【赤字が改正に伴う運用の変更部分】



【現 行】市町村推薦書のみ：当該市町村の区域でハーフライフル銃を使用できる

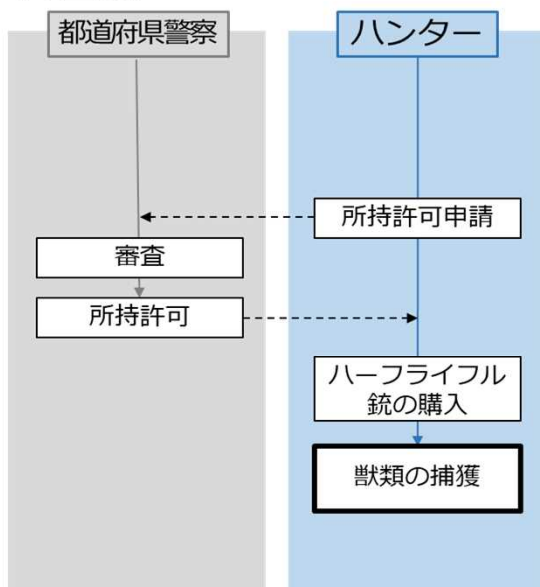
【検討案】市町村推薦書と都道府県確認書：当該都道府県の区域でハーフライフル銃を使用できる

※ 当該都道府県の区域での特定の獣類の捕獲について狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない。

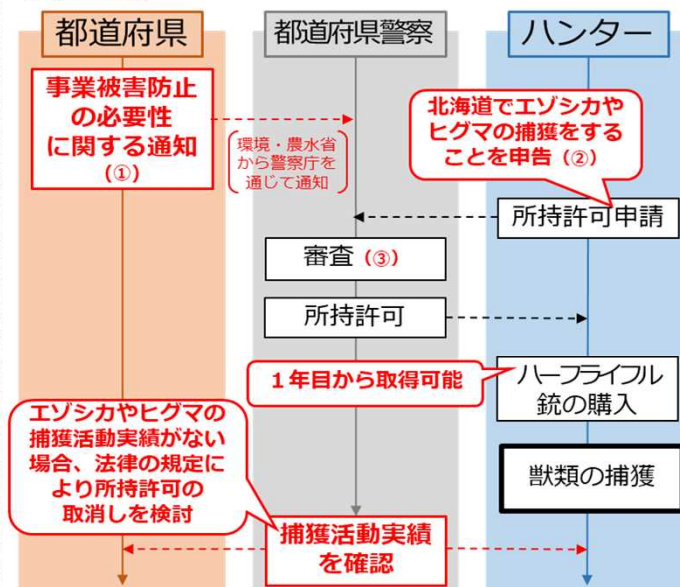
ハーフライフル銃の所持許可の流れ②

警察庁

【改正前】



【改正後】



① 特定の都道府県の区域で、当該都道府県における事業被害の防止のため、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲が必要である旨を示す通知（ハーフライフル銃の新規所持許可丁数、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲数、特定の獣類による事業被害の状況等を踏まえて検討）

② 狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない

③ ハンターが特定の都道府県において特定の獣類の捕獲をする予定であることを確認（銃刀法第5条の2第4項第1号の事業被害防止の要件への該当性）